



給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎必ずご記入ください。	大和郡山市長 様 年 月 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒			特別徴収義務者 指 定 番 号		1.現年度		2.新年度		3.両年度	
				名 称				個人番号又は 法 人 番 号		宛名番号					
				代表者の 職氏名				担 当 者	課・係						
					氏 名										
					電 話										
	給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	○印をしてください				1月1日以降 退職時までの 給与支払額		
	フリガナ			新							異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法		円
	氏 名			姓					1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 年 5. 死 亡 6. 会 社 解 散 7. 住 所 誤 報 8. その他 ()		1 特別徴収継続 (下記(A)欄へ) 2 一括徴収 (下記(B)欄へ) 3 普通徴収 (本人納付) (下記(B)欄へ)		円		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日 生				月分から 月分まで		月分から 月分まで							
	個人番号														
住 所	(1月1日現在の住所…必ず記入をお願いします)														
	(転居後の住所)														

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

(A)特別徴収を継続する場合の記入欄(転勤等による特別徴収届出書)

◎転勤等により、新しい勤務先で特別徴収が継続される場合に必ずご記入ください。	新しい勤務先の 名称及び所在地	所在地	〒			特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	
		フリガナ				電 話	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。	
		名 称						

(B)一括徴収・普通徴収への切り換えを行う場合の記入欄

◎退職等により、残りの税額を徴収する場合に必ずご記入ください。	理 由	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は 月分で納付します。(翌月10日納期限)
		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	円	
◎退職等により、残りの税額を徴収できない場合に必ずご記入ください。	理 由	一括徴収しない場合(普通徴収へ切り換え)					
		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職所得等の支払いがないため。	3 死亡による退職のため。			

注意事項

- この届出書は給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書と特別徴収にかかる給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払いを受けなくなった月の属する月の翌月10日までに1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に提出してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、中段(A)欄(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、提出してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。